

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 田中 宏和 様  
北 河 内 地 域 協 議 会  
議 長 谷畑 忠博 様  
河 北 地 区 協 議 会  
議 長 田中 強 様

枚方市長 伏見 隆

## 2021（令和3）年度政策・制度予算に対する要請について

平素は、勤労者の福祉向上と地域社会への貢献にご尽力いただいておりますことに深く敬意を表しますとともに、本市行政各般にわたり格別のご理解・ご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

貴団体よりいただきました要請について、下記のとおり回答しますので、よろしく願います。

### 記

#### 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

##### (1) 就労支援施策の強化について

<補強>

##### ① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

#### 【回答】

就職氷河期世代への支援策として、枚方市地域就労支援センターにおいて関係機関と連携し就労相談や、就職に繋がる職業能力開発に資する講座等を実施しています。今後、就職氷河期世代の実態やニーズの把握に努め、効果的な取り組みを進めてまいります。

<新規>

##### ② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

## 【回答】

枚方市地域就労支援センターでは、関係機関と連携を図りながら、就職困難者等に対し就労相談や、就職に繋がる職業能力開発に資する講座等を実施しています。就職困難者等のニーズに応じ内容の見直しを行い、実用的な講座の開催に努めるなど、今後も一人でも多くの方の就職につながるよう取り組みを進めてまいります。

また、関係機関と連携した就職面接会の開催など、雇用機会の創出に向けた取り組みを行っています。

<継続>

### ③障害者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障害者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障害者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障害者雇用のより一層促進すること。

## 【回答】

本市では、枚方公共職業安定所や枚方市障害者就労・生活支援センターと連携して、毎年、障害者合同就職面接会「エル・フェスタ in ひらかた」を開催し、障害者の就職を支援するとともに、企業への障害者雇用の啓発にも繋げています。

今後も、障害者雇用のより一層の促進を図るよう、自立支援協議会就労支援部会や就労支援機関等と連携して、取り組んでまいります。

## (2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

### ①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

## 【回答】

「特定事業主行動計画」において掲げている数値目標に対する実績や、課題解決に向けた本市独自の具体的な取り組みについては、毎年1回公表しており、今後も継続して行ってまいります。

女性活躍推進法の市町村推進計画を含む第3次枚方市男女共同参画計画は、令和2年度（2020年度）に中間見直しを行い、前期（平成28年度～令和2年度（2020年度））の「取り組み成果」と「今後の課題」を同計画改訂版に掲載いたします。

また、ジェンダー平等の推進や固定的性別役割分担意識の解消を含め、計画推進に向けた具体的施策については、実行計画となる「第3次枚方市男女共同参画計画アクション

ンプログラム後期」に盛り込み、毎年度進捗状況を確認して、市民に公表いたします。

<新規>

## ②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【回答】

今年度改訂作業中である第3次枚方市男女共同参画計画改訂版において、大阪府等と連携し、民間事業者における女性の登用促進に向けた取り組みを進める旨を明記する予定であり、本計画に基づき取り組みを進めます。

## (3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

### ①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

【回答】

労働基準監督署をはじめ国や府等の関係機関から労働問題対策に関する情報提供や広報依頼があった場合は、リーフレットの窓口設置や市の広報紙及びホームページでの周知・啓発を行っており、今後も継続して行ってまいります。

<補強>

### ②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【回答】

技能実習生など外国人市民の増加が想定されることをふまえ、地域経済団体や大阪府国際交流財団、ボランティア団体など、様々な関係機関・団体と連携・協働できる機会を設けます。また、市役所の窓口において「やさしい日本語」を用いた対応を推進するとともに、多言語対応やユニバーサルデザイン化の対応など、国際化施策の推進について検討してまいります。

また、大阪労働局では、「外国人労働者相談コーナー」で、外国人労働者の労働条件に

関する質問等に対応しており、本市ホームページで周知してまいります。

<継続>

#### (4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

##### 【回答】

枚方市地域就労支援センターにおいて、さまざまな相談者の事情に合わせ、就労相談に応じています。外国人集住都市等における取り組みについては、今後、情報の収集に努めます。

<継続>

#### (5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

##### 【回答】

ものづくりを支える人材の育成に関し、ものづくりや建築分野における人材を育成する「大阪府立北大阪高等職業技術専門校」と連携し取り組みを進めています。

また、「市内企業若者雇用推進事業」において、若年求職者を対象としたセミナーや就職面接会の開催など、市内中小企業の人材確保に向けた取り組みを行っています。

<継続>

#### (6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

##### 【回答】

地域・職域連携推進事業の一環として、企業に対しての健康教育を行うなど、がんに関する知識の普及・啓発活動を行っています。働く世代の市民が健康で働き続けられるよう、引き続き企業への啓発活動に取り組んでまいります。

なお、本市職員に対しては、病気休暇のほか、がん治療や人工透析のために通院する場合に利用できる制度（有給）を設けるなど、治療と職業生活の両立に向けた取り組みの推進に努めています。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

#### ①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するため

のスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答】

「枚方市ものづくり企業支援総合サイト」において市内ものづくり企業の優れた技術等を掲載しPRを図ることで、ものづくり企業の取引拡大や新規参入に向けた取り組みを行っています。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

【回答】

市内企業で働く若者の技能五輪参加への支援については、今後、情報の収集に努めます。また、職業能力開発施策に関する情報については、引き続き関係機関と連携し、情報発信を行ってまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【回答】

市内中小事業者を対象に、大阪府制度融資に関する受付業務を行っており、その制度融資のうち、大阪府市町村連携型融資の枚方市小企業事業資金融資、または開業サポート資金融資を利用された事業者に対して、信用保証料を補給し、小規模事業者および開業間もない事業者の経営基盤の強化の支援を行っています。

また、本市のセーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府制度融資を受けた市内中小事業者に対しても、同様に信用保証料の補給を行っています。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【回答】

事業継続計画（BCP）の策定について、中小企業の災害対策やリスク管理の支援に取り組んでおられる北大阪商工会議所をはじめ、関係団体と連携し、市内中小企業への啓発活動に努めます。

<継続>

## (2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

### 【回答】

従来から「枚方市の公共工事の受注にあたって」という啓発文書を配布し、各種関係法令の遵守や下請負契約及び工事代金等の支払いの適正化を促すとともに、特定建設業の許可を求める案件及び委託業務のうち請負金額が500万円以上の清掃業務など労務提供を主体とする案件に対し、適正な労務者賃金の支払いを調査するため、完了時に「労務者賃金支払い状況報告書」の提出を求め、従事した労務者の適正な賃金支払状況の確保に努めています。

### 【総合評価入札制度を導入している自治体（枚方市と寝屋川市はこちらを使用）】

<補強>

## (3) 公契約条例の制定について (★)

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

### 【回答】

公契約における労働者の賃金その他労働条件向上のための規制は、基本的には、一地方公共団体によるものではなく、国全体の施策として、国自らがその法制化を行うべきものであり、公契約条例・要綱等の制定については現在のところ考えておりません。

国における公契約の法制化については、毎年度、中核市市長会において、国に対し、「公契約法の制定」に関する要望を行っているところです。

### 【総合評価入札制度を導入していない自治体（交野市、守口市、門真市、大東市、四條畷市はこちらを使用）】

<補強>

## (3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。 ⇒枚方市対象外

## 【守口市と門真市のみ要請】

<新規>

### (4)「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。⇒枚方市対象外

## 3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

### (1)地域包括ケアの推進について(★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

## 【回答】

地域包括ケア推進に関する情報提供について、地域包括支援センターによる総合相談支援や地域ケア会議、及び介護保険事業所連絡会等を通じて、地域包括ケア推進に関する情報提供を行っています。

また、ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第8期）に基づいて、高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く生活していけるよう医療と福祉の連携や地域密着型サービスなどの基盤整備の取り組みを進めてまいります。

<継続>

### (2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

## 【回答】

がん検診については、国の指針に基づき対策型検診としての有効性が確認されている方法で実施しています。

「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」のPRは適宜実施していますが、本市では市独自に健康・長寿・子育て等の事業参加を促し、まちづくりに対する関心を高め、市への愛着を深めることを目的とした「ひらかたポイント」制度を展開しており、これを利用して特定健診や各種がん検診の受診率向上を図っています。今後も、関係機関や関係団体と連携を図り、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを行ってまいります。

### (3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

#### ① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

#### 【回答】

職員がより一層、仕事と家庭の両立が図れるよう、各種休暇取得の促進や、子育て・介護を理由とした時差勤務制度の導入、また繁忙時間に応じた新たな勤務パターンの設定等、「枚方市特定事業主行動計画」をふまえた取組を実施しています。また、令和6年度に向けて「医師の働き方改革」による医師の労働時間の抑制への取り組みを行うとともに、看護師を含めた医療従事者の負担軽減体制を推進します。さらに、継続的に医療サービスを提供するための人材確保及びOJTやOFF-JTによる人材育成や、総合評価制度における面談等を活用したキャリアデザインの形成等、人材育成に関する取組にも積極的に取り組んでいます。今後も引き続き、職員に対する様々な取組を進めることで、全ての職員がイキイキと働くことのできる職場環境の充実に努めてまいります。

< 継続 >

#### ② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

#### 【回答】

地域で安心して医療を提供できる体制を整えるため、本院では様々な地域の大学から臨床研修医のマッチングを行い、毎年「臨床研修プログラム」を策定し、臨床研修医が様々な診療科を経験して、2年間の初期研修に取り組めるよう人材育成に努めています。

また、医師不足が懸念される診療科については、提携先の大学医局と連携し、医師の確保に取り組んでいます。

さらに、高度な医療機器については、CT・MRIについては、地域の医療機関と共同利用を実施するなど、効果的な医療体制の構築を行っています。

### (4) 介護サービスの提供体制の充実にに向けて (★)

< 継続 >

#### ① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員



の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

#### 【回答】

介護人材の確保・定着については、介護保険サービス事業者連絡会の取り組みである就職フェア等の活動への支援をはじめ、大阪府と連携しながら多様な人材の活用を促進するなど、介護人材の確保に努めているところであり、あわせて、国の責任において抜本的な解決策を講じられるよう、引き続き大阪府市長会を通じて要望してまいります。

介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境の整備など、事業主の取り組みが一層推進されることを目的として、国は処遇改善加算を創設しました。令和元年度（2019年度）の介護報酬改定では、介護職員の確保・定着に繋げていくための介護職員等特定処遇改善加算を、創設するなど更なる処遇改善が行われたところです。

<継続>

#### ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

#### 【回答】

学識経験者や保健、医療、福祉に関する専門的知識を有する者等で構成された地域包括支援センター運営等審議会において、地域包括支援センターの設置及び運営・評価等に関する事項について調査審議を行っており、地域のニーズに則した一定の水準を確保できるよう努めており、ひらかた高齢者保健福祉計画（第8期）策定の中で、令和3年（2021年）4月に向けた高齢者人口増に伴う地域包括支援センター職員配置の準備を進めています。

また、介護の相談を含めた高齢者の身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターの役割や設置場所等を記載したパンフレットを関係機関等の窓口に設置するとともに、広報紙やホームページ等で市民に広く周知・啓発しています。

#### (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

#### ①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

#### 【回答】

本市では、「めざせ！！通年のゼロ」をキャッチフレーズに、これまでから、認可保育所の増改築等による定員増に加えて、小規模保育事業の実施などにより入所枠拡大を行ってきました。今後も増加が見込まれる保育需要に対応するため、様々な手法で通年での待機

児童の解消を目指します。なお、小規模保育事業の実施にあたっては、引き続き、連携施設である認可保育所から集団保育を体験させる機会の提供など保育の内容に関する相談・助言などの支援を行ってまいります。

<補強>

## ②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

### 【回答】

公立保育所、幼稚園の保育士・幼稚園教諭、また、留守家庭児童会室の運営を担う職員の労働条件の改善等については、早急に対応が必要な喫緊の課題と認識しており、今後も引き続き、安心して子どもを預けることができるよう関係法令を遵守しながら、労働条件の向上と職場環境の改善に向け、適正な配置に努めるとともに、職員の業務負担軽減を視野に業務改善に努めます。また、教育・保育の質の向上に向けて、研修の開催および参加を促すなど、引き続き保育の質の維持・向上を図ってまいります。

民間保育所等の保育士の確保と処遇改善については、国の制度に基づき実施する処遇改善や、宿舍借上げのための補助、保育補助者の雇上げについての補助など、働きやすい職場環境の提供に努めています。加えて、令和2年（2020年）4月からは、市独自の処遇改善を行うことで、離職防止を図り、保育士の質の向上につなげています。10月に実施した保育所（園）へのアンケートの結果では8割の保育所（園）から「保育士確保に資する」との回答を得ており、保育士確保の一助となっています。

なお、民間の保育事業者とは、園長会や公立保育所と民間保育所（園）等との意見交換会を定期的を開催し、情報共有を行っています。

<継続>

## ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

### 【回答】

本市では、市内4か所で病児保育室を開設しており、夜間保育、休日保育については、それぞれ1か所で実施しています。現在のところ、国の補助金等を活用して各事業を実施しています。が、国の動向を注視しながら、利用者のニーズに対応した事業展開に努めてまいります。

<継続>

## ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

#### 【回答】

企業主導型保育は本市でも急速に設置が進んでおり、開設時には、相談対応など、側面的な支援を実施しています。設置後は、認可外保育施設として位置づけられていることから、届け出受理後については、立ち入り検査を実施するとともに、国・府からの通知についても、適宜情報提供を行っています。

本市の待機児童対策は、認可保育所の定員増や認定こども園への移行などを基本としていることから、企業主導型保育事業の認可化移行については、現時点では、検討をしていますが、引き続き、必要に応じて指導・助言を行うとともに、研修の参加の機会の提供などを通じて保育の質の向上に努めてまいります。

<継続>

#### ⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること

#### 【回答】

本市では、平成28年度より子どもの居場所づくり推進事業補助金制度を創設し、家で1人で食事をする、夜遅くまで1人で過ごすといった環境にある子どもたちを対象に、食事や学習、団らんを提供する「子ども食堂」を実施するNPOや民間団体を支援しています。今年度は20団体に対して補助金を交付しており、引き続き、支援してまいります。

<補強>

#### ⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

#### 【回答】

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、全国各地で集中的な広報・啓発活動が行われており、本市においても、オレンジリボン街頭キャンペーンとして、例年は市長をはじめ枚方市児童虐待問題連絡会議の構成

員により、毎年、枚方市駅コンコース等で、リーフレット等啓発物品の配布を行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止しています。引き続き、庁内関係部署、市内全保育所、市内全幼稚園及び市立小中学校における啓発ポスターの掲示、広報、ホームページによる啓発や新たにSNSを活用した啓発のほか、市役所本館外壁に啓発用の懸垂幕を掲示する等、様々な啓発にも取り組んでいるところです。

保健センターと健康福祉相談センター北部リーフを子育て世代包括支援センターと位置づけており、妊娠届出時に全数面接相談を実施し、妊産婦健康診査や産後ケア事業等を通して医療機関と連携を図り、支援が必要な妊産婦を早期発見できるよう努めています。支援が必要な場合には、家庭訪問や関係機関との連携等により支援を実施しています。また、相談業務は、母子保健コーディネーターとして保健師・助産師が実施していますが、毎年大阪府が実施する育成研修へ参加し、その内容を共有しています。

本市におきましては、枚方市児童虐待問題連絡会議を設置し、各関係機関との連携を図り、支援を行っています。関係機関が、子どもや家庭の変化にいち早く気付くとともに、問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ちながら、学校をはじめ各機関の機能を有効に使うことにより、家族への最善の支援を届け、児童虐待の早期対応、予防・未然防止に取り組んでいるところです。

今後も、児童虐待防止についての理解を深めるとともに、社会的関心の喚起を図るため取り組んでまいります。

<新規>

#### ⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答】

休日・夜間の子供の救急医療については、医師会が運営する休日急病診療所及び北河内内の二次医療圏を構成する7市で、小児科を専門とする北河内夜間救急センターを設置し、近隣の病院等を後送病院として、小児の救急医療体制を確保しています。

また、医療提供体制については、大阪府を中心に圏域毎に整備されますので、大阪府と連携しながら検討してまいります。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

### (1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

【回答】

少人数学級編制の拡充や教員定数の改善については、引き続き、国・府に要望しています。また、現在、本市では出退勤システムを活用した教職員の労務管理と学校現場の業務改善の取り組みを進めているところです。

<継続>

## (2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

### 【回答】

国においては、経済的理由で大学・専門学校への進学をあきらめないよう、授業料・入学金の免除または減額と給付型奨学金により、意欲ある学生のみなさんの「学び」を支援することを目的に、令和2年(2020年)4月から高等教育の就学支援新制度を始めました。引き続き、国の動向を注視しながら本市が加盟する「子どもの未来を応援する首長連合」において、低所得世帯、多子世帯の子どもたちに対する幼児教育から高等教育にわたる教育費負担軽減策の充実について、国に対し働きかけてまいります。

また、奨学金返済支援制度については、今後、他市の制度等を参考に研究してまいります。

## (3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

### ① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

### 【回答】

差別的言動の解消に関しましては、広報ひらかたやホームページ等を活用し、市民に広く周知・啓発をしています。

今後も「枚方市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策を推進します。

## 【守口市と門真市と寝屋川市と四條畷市に要請】

<継続>

### ② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。 ⇒枚方市対象外

< 継続 >

### ③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

#### 【回答】

本市では、枚方市内の公正採用選考人権啓発推進員を設置する事業所等をもって構成する「枚方事業所人権推進連絡会」において、就職差別撤廃月間に合わせ、枚方市、枚方公共職業安定所、枚方人権まちづくり協会と連携して、啓発活動に取り組んでいるところです。

また、「部落差別解消推進法」については、広報ひらかたやホームページ等を活用し、市民に広く周知・啓発をしています。

< 新規 >

### (4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障害者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

#### 【回答】

本市では、商業施設2か所を含む市内9か所で期日前投票所を設置しており、今後も引き続き、有権者が投票しやすい環境整備に取り組んでまいります。

また、記号式投票については、様々な課題もあり、今後は、高齢者や障害者にもやさしく簡単に投票が行える電子投票システムの研究・検討を進めてまいります。

< 新規 >

### (5)ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

#### 【回答】

ふるさと納税の用途について、本市では、寄附者の意向に沿った形での活用を行っています。

引き続き、関係部署と連携を取りながら用途に関する情報発信を行ってまいります。

## 5. 環境・食料・消費者施策

< 継続 >

### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くするための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

#### 【回答】

食品製造業や飲食店、小売店などから排出される生ごみについて、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実・強化するとともに、本市独自の取り組みとして、市民に伝わりやすい食品ロスの削減行動を広げる「食べのこサンデー」運動を展開するなど、更なる啓発活動を推進してまいります。

<継続>

### (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

#### 【回答】

フードバンクの支援については、国の基本方針等を参考にして、適切に対応できるよう努めてまいります。フードバンク団体については、本市では把握していないため、今後実態の把握に努めます。

<継続>

### (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

#### 【回答】

カスタマーハラスメント防止のためには、消費者の意識啓発が必要であると考えており、今後、厚生労働省が作成される対応マニュアルをふまえ、消費者自らが果たし得る役割について自覚し、適切に声を伝えることができるよう、啓発活動や消費者教育の推進に取り組んでいきたいと考えています。

<補強>

### (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防

ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。また、アポ電などの特殊詐欺は、特徴として市外局番のまとまった地域で架電されることから、アポ電が発生した場合、警察や関係機関と連携し、より効果的な未然防止対策を図ること。

**【回答】**

特殊詐欺被害の未然防止に向け、ホームページやメール、LINE等のSNSを活用し、迅速な情報提供を行うとともに、状況に応じて住宅街を限なく走行する塵芥収集車の活用を検討するなど対策の強化に努めます。また、警察や防犯協議会等関係機関とも連携し、特殊詐欺に関する報共有を図りながら、引き続き効果的な防止対策について検討してまいります。

**6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

<継続>

**(1) 交通バリアフリーの整備促進**

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

**【回答】**

鉄道駅に設置されるエレベーターやエスカレーター等の設備の維持管理等に対する財政支援措置については、今後、国や府などが示す指針や制度・要綱などの動向を注視してまいります。

<継続>

**(2) 安全対策の向上に向けて**

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障害者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

**【回答】**

ホームドア・可動式ホーム柵の設置については、国や大阪府の事業費補助金交付制度が設けられています。加えて、本市においても、これらの制度と連動した「枚方市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱」を策定し、財政支援を行うこととしています。今後国が示す優先順位に関する基準や全国的な動向を注視するとともに、鉄道事業者と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えています。

また、高齢者、障害者等が安全に日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」の推進が必



要であると考え、取り組みを進めています。

<新規>

### (3)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【回答】

令和元年（2019年）5月に滋賀県大津市において、保育園児が園外活動中に死傷した事故をはじめ、相次ぐ交通事故の発生を受け、国においては保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、令和元年（2019年）11月にキッズ・ゾーンを創設されました。そのため、本市においても保育施設における児童の園外活動時の安全を確保するため、まずは令和2年度（2020年度）中にモデル実施として2か所のキッズ・ゾーンを設定します。モデル実施地域における取り組みとしては散歩コース箇所等にキッズ・ゾーン等の文字を装飾する路面標示や視線誘導標の設置により自動車等の運転手に注意喚起を図ります。今後は効果測定や課題整理を行い、他の地域においてもキッズ・ゾーン設定に向けた検討を行います。

<継続>

### (4)防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【回答】

校区自主防災訓練への参加や、集客力のある市内イベントへの防災啓発ブース出展を通して、防災マップの活用等を含め、市民一人ひとりの防災意識の向上に努めているところです。

避難行動要支援者名簿については、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者への避難支援等が円滑に行えるよう適切に更新し、民生委員・児童委員や自主防災組織といった「避難支援等関係者」へ提供することにより、災害時における支援体制づくりを引き続き構築してまいります。

共助による避難支援の取り組みとして、令和2年度（2020年度）からは、校区毎に地域住民が主体となって地域の課題等を共有し策定する地区防災計画の策定を支援しています。

地区防災計画は、地域の特性に応じた災害リスクや避難のタイミング、避難ルールや方

法、安否確認の方法等の内容を取り決めた計画であり、避難支援の体制強化に繋がるものです。

また、避難所運営の体制づくりについては、今年度校区と連携し新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設運営訓練に取り組んでいます。

<補強>

#### (5) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

【回答】

常に災害時を想定した職員体制を確保することは困難と考えますが、職員全体で災害対応に当たる体制整備を行ってまいりたいと考えています。

枚方市業務継続計画（BCP）において、発災後は災害対応業務に従事する職員の確保が重要であるため、近隣自治体に居住している職員については原則参集することとしています。

<補強>

#### (6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【回答】

大規模災害時に備え、平時から各校区自主防災組織が実施する訓練を支援することで、顔の見える関係性を構築するとともに、地域の防災リーダーを育成することを目的とした地域防災推進員育成研修会を開催し、地域防災力の向上に努めています。

また、令和2年度（2020年度）改定の枚方市地域防災計画において、事業者の基本的責務として、出勤及び帰宅困難者への対応を定めており、移動開始の抑制、一時的な受入れへの協力等を掲げています。

#### (7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）

<継続>

##### ① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じ

ること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情をふまえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

**【回答】**

平時より、校区自主防災訓練への参加や、集客力のある市内イベントへの防災啓発ブース出展、出前講座を通して防災マップ等で、河川氾濫時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における災害リスクや「避難準備情報・高齢者等避難開始」等避難情報の正しい理解について、周知を図ります。

また、河川氾濫時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における災害リスクについて、市ホームページやきてみてひらかたマップへも掲載することで、情報の分かりやすさに努めています。

斜面崩壊対策については、原則、土地所有者が実施するものですが、一定の要件を満たす斜面に限っては、大阪府が工事に要する費用の一部を受益者から徴収し、急傾斜地崩壊防止工事として実施できる制度が設けられています。

本市においては、土砂災害から市民の安全を守るため、これまでも取り組んでいます。土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転や補強に対する補助制度を活用した支援に引き続き取り組んでまいります。

また、堤防決壊への対策については、主要河川を管轄する国・大阪府に対して治水事業を促進するよう要望してまいります。

<継続>

**④ 災害被害拡大の防止について**

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

**【回答】**

大型台風等大規模風水害発生時において、事業活動を休止するタイミングや各部の対応などを共有するため、枚方市水害タイムラインの策定に取り組んでいます。

また、災害発生時に開設する避難所の運営について、今年度校区と連携し新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設運営訓練に取り組んでいます。

<継続>

**(8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について**

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を

図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

**【回答】**

鉄道係員に対する暴力行為に対しては、公共交通機関事業者と警察が連携し防止対策に取り組まれています。本市としても市民がトラブルに巻き込まれないよう防犯対策についての検討を行い、防犯意識の向上に努めます。

<新規>

**(9) 交通弱者の支援強化に向けて**

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果をふまえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

本市においては「枚方市総合交通計画（枚方市；H30.12）」に基づき、持続可能な公共交通の実現などの交通施策を展開しており、公共交通不便地域などにおいては、新たな移動手段として、公共交通の補完を目的とした地域主体の交通が確保できるよう地域を支援してまいります。

<新規>

**(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて**

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

**【回答】**

水道事業を安定的に持続していくため、引き続き、必要な人材の確保に努めるとともに、専門研修の参加促進やOJTの実施により、人材育成、技術継承を図り、職員の労働環境については、法令に基づき、安全と健康の確保に努めてまいります。

また、水道事業の施策に関しましては、その内容等について、広く市民に周知してまいります。

加えて、民間活力の導入については、水道事業は極めて公共性の高い市民生活に直結する事業でございますので、公共性・公平性・公益性を確保しつつ、健全な経営のもと持続していただける運営手法を十分に検討する必要があると考えています。

現在、大阪府では、法改正のひとつでもあります広域連携の推進に関して、府域一水道をめざした取り組みがすでに進められているところであり、本市といたしまして、まずは、広域連携について検討を進めていくものと考えています。

**7. 新型コロナウイルス感染症に関連する要請**

**(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について**

**① 医療提供体制の強化**

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

#### 【回答】

発熱患者の診療については、枚方市域を5つのエリアに分け、それぞれのセンターが近隣地域を担当します。診察した医師が新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断するも自院で検査されない場合は、地域外来検査センターへ紹介し対応していただきます。

また、PCR検査のみならず、病院の機能を活かし、必要時は診療を実施する体制が確立されています。医療・衛生物資等については、国・大阪府・枚方市において物資の内容や必要とする量に応じて、体制の強化に努めています。

### ②感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

#### 【回答】

宿泊療養における各種対応については、大阪府で一元的に対応しています。今後も引き続き、大阪府に協力してまいります。

### ③医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国・大阪府に対して働きかけること。

#### 【回答】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ医療機関を含め、その他の医療機関においても、感染リスクを恐れて、受診控えなど、例年と比較して診療報酬が大きく激減している状況があることは認識しています。医療機関の経営にも影響を与える課題であり、安定した医療体制を確保するために、中核市市長会を通じて、国に対して減収分の補填策を要望しています。

## (2) 緊急事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

### ①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高

い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の検査については、これまでからも、感染者の所属する集団等の状況に応じて、必要な検査を実施してまいりました。改めて医療機関や施設に対して、対象者の早期受診と検査を促す依頼をしており、引き続き行政検査の範囲で受けられる対象へは柔軟に対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により国からは、「新しい生活様式」が示されており、事業者の皆さまには、With コロナに取り組んでいただいています。

また、感染拡大の初期段階に比べて市場にはマスクや感染予防用品類（マスク・手指消毒液等）が流通していることから、日常的に購入できる状況にあります。これらをふまえ業務上必要な感染予防用品類については、原則として事業者でご準備いただきますようお願いいたします。

感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成については、国・府の動向を注視するとともに、関係団体などからの情報収集、ニーズの把握に努め、効果的な支援策について検討してまいります。

## ②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国に求めること。

### 【回答】

助成制度のあり方について、国や大阪府等の動向を注視してまいります。

また、国民健康保険における傷病手当金の支給について、本市では国民健康保険法第58条第2項の規定に基づき、国の財政支援を受け、被保険者が新型コロナウイルス感染症の療養により労務に服することができないとき、傷病手当金を支給しています。

## ③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

### 【回答】

感染者やその家族、また医療従事者等に対する人権への配慮については、広報ひらかたやホームページ、また、動画による市長メッセージの発信等により、市民に広く呼びかけを行っています。感染拡大が続く中、引き続き、正確な情報を発信するとともに、新型コ

新型コロナウイルス感染症をめぐる偏見や差別の防止に向けた啓発に努めます。

パワーハラスメントに関しましては、「枚方事業所人権推進連絡会」での研修や、当連絡会会員への啓発冊子の配布等、啓発活動に取り組んでいます。

#### ④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況をふまえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対策等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

#### 【回答】

令和元年（2019年）5月に滋賀県大津市において、保育園児が園外活動中に死傷した事故をはじめ、相次ぐ交通事故の発生を受け、国においては保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、令和元年11月にキッズ・ゾーンを創設されました。そのため、本市においても保育施設における児童の園外活動時の安全を確保するため、まずは令和2年度（2020年度）中にモデル実施として2か所のキッズ・ゾーンを設定します。モデル実施地域における取り組みとしては散歩コース箇所等にキッズ・ゾーン等の文字を装飾する路面標示や視線誘導標の設置により自動車等の運転手等に注意喚起を図ります。今後は効果測定や課題整理を行い、他の地域においてもキッズ・ゾーン設定に向けた検討を行います。

介護サービス事業者に対して適切に利用者の受け入れを行うよう、国通知等に基づき、情報提供、周知啓発に努めてまいります。

### (3)雇用維持と事業継続について

#### ①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

#### 【回答】

「事業者支援総合相談窓口」において、要請の内容や休業要請に応じた事業者が活用できる各種支援策等の情報提供を行っています。

#### ②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

#### 【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業、小規模事業者への支援として、

「事業者支援総合相談窓口」を設置し、国・府も含めた各種支援策の最新情報を提供するとともに、社会保険労務士や中小企業診断士など専門家による相談支援を行っています。

### ③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

#### 【回答】

枚方市立地域活性化支援センターにおいて、専門アドバイザーを配置し、市内事業者の経営相談を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業、小規模事業者への支援として、5月12日より「事業者支援総合相談窓口」を設置し、国・府も含めた各種支援策の最新情報を提供するとともに、社会保険労務士や中小企業診断士など専門家による相談支援を行っています。

### ④不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

#### 【回答】

枚方市地域就労支援センターでは、さまざまな相談者の事情に合わせ、関係機関と連携を図りながら就労相談に応じています。コロナ禍により職を失った人たちに対しても引き続き就労相談支援を行い周知に努めます。

## (4) エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

### ①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

#### 【回答】

労働基準監督署をはじめ国や府等の関係機関から労働問題対策に関する情報提供や広報依頼があった場合は、リーフレットの窓口設置や市の広報紙及びホームページでの周知・啓発を行っており、今後も継続して行ってまいります。また、助成制度のあり方について国や大阪府等の動向を注視してまいります。

## (5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について



### ①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

#### 【回答】

新型コロナ感染拡大防止の観点から、学校が迅速かつ柔軟にマスクや消毒液等の消耗品や必要となる備品等を継続的に購入できるように予算の確保に努めてまいります。

### ②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

#### 【回答】

令和2年度（2020年度）においては、集団宿泊的行事の中止・延期に伴い生じたキャンセル料について補填しています。令和3年度（2021年度）における当該キャンセル料の取り扱いについては、新型コロナウイルスの感染状況等をふまえて、総合的に判断してまいります。

### ③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、近隣自治体と連携をとるとともに、大阪府に対しても必要な措置を求めること。

#### 【回答】

教職員の負担軽減として令和2年度（2020年度）については、人材が確保できた府費負担教職員の加配措置やトイレ清掃の業者委託、地域人材活用への謝礼金の措置などを行ってきました。また、学生補助によるまなびングサポート事業や一人一台端末の早期配備によるICTの校支援活用の好事例の共有化を図ってきました。

## 1. 雇用・労働施策・ワーク・ライフ・バランス

### \* 大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、大阪府内の就職氷河期世代活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括することを目的として大阪府域の関連機関を構成員として設置されたもの。

### \* 地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障害者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

### \* 地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

### \* 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

「働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務付けることで、女性が働きやすい社会を実現すること」を目的として、10年間の時限立法として施行。2019年5月には改正法も成立。

### \* 地方創生交付金事業

2016年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設。地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業。期待される効果として、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化の実現に寄与する。

### \* 第3期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第12条第1項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画のこと。第3期計画では2018（平成30）年度から2023年度までの6年間を計画期間し、急速に進む高齢化とともに、府民のがんり患者の増加が見込まれる中、がん患者や家族が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、府におけるがん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取り組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。

## 2. 経済・産業施策・中小企業施策

### \* 技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。

全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

### \* B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

### \* B C P 策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年 7 月から B C P 策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版 B C P 『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年 12 月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『B C P 策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等の B C P 策定率向上、災害対応力向上を図る。

### \* サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

### \* 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障害者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を 2003 年度に全国初の取り組みとして導入した。

### **\* 公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

### **\* 中小企業振興基本条例**

地方自治体が、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域活性化に取り組むことを明確化するために策定される条例。

## **3. 福祉・医療・子育て支援**

### **\* 地域包括ケア**

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

### **\* 健活 10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

### **\* 大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

### **\* 地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

### **\* 企業主導型保育（事業）**

2016年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の75%相当と運営費の助成が受けられる。

### **\* 子どもの学習・生活支援事業**

2015年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度で、生活全般にわたる困難に対する相談に対応する中で、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。

#### \* 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待の防止を目的として 2000 年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子ども一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

#### \* オレンジリボン運動

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

#### \* 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。2016 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍」等に基づいて、2020 年度末までに全国展開をめざすこととされている。

### 4. 教育・人権・行財政改革施策

#### \* LGBT

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」の頭文字をとった言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。

#### \* SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

#### \* 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。

※府内では、大阪市、堺市、枚方市、交野市、大東市、富田林市において同様の制度が実施されている。（2020 年 7 月 1 日時点）

### 5. 環境・食料・消費者施策

#### \* 3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

#### \* 食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

**\*フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

**\*カスタマーハラスメント**

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

**6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

**\*避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。